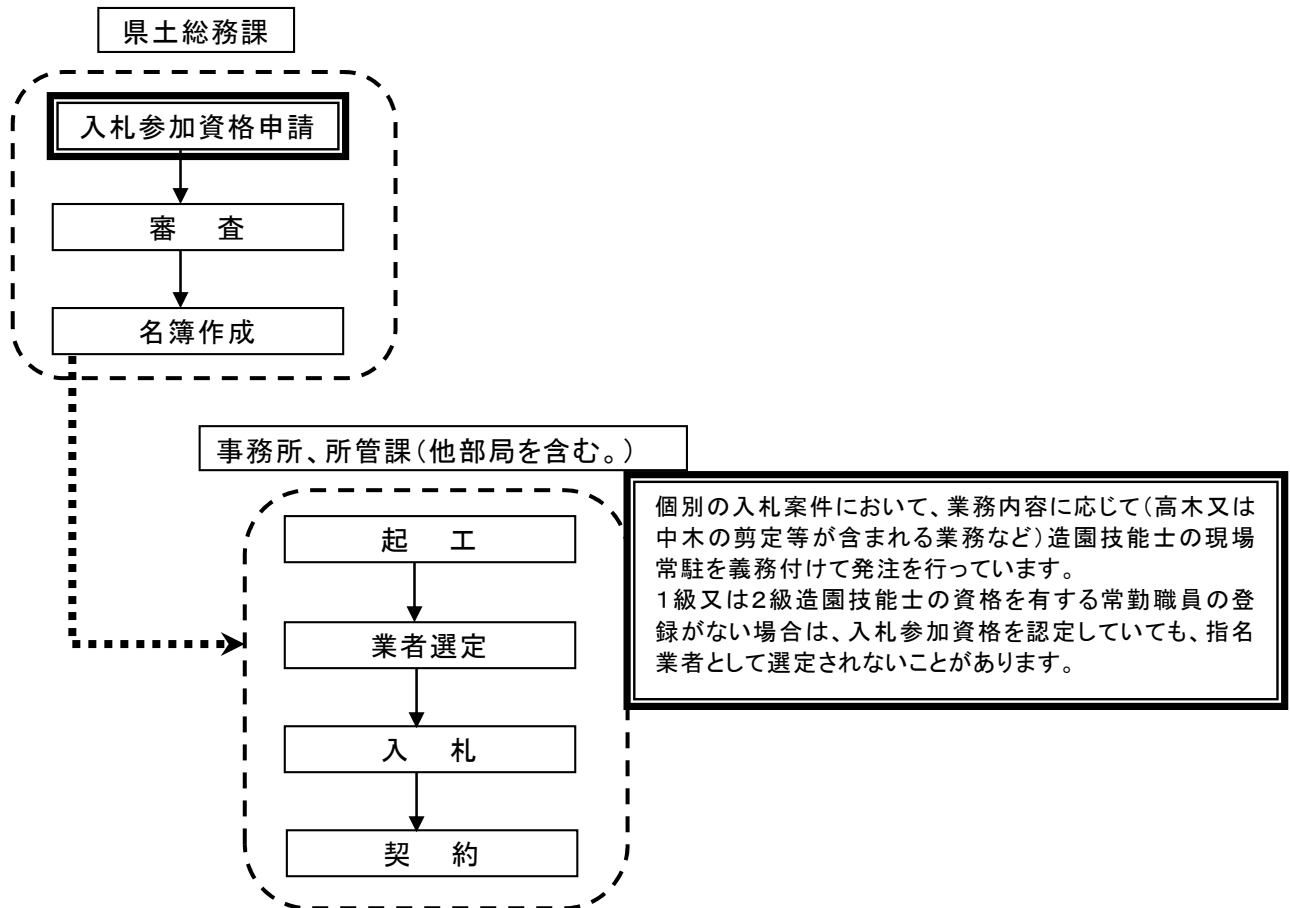


平成31・32年度鳥取県植栽管理業務委託 入札参加資格申請手続きについて

【平成31・32年度植栽管理業務委託の指名競争入札の流れについて】

指名競争入札により植栽管理業務委託業者を決定する場合の入札参加資格者の資格審査の手続きについて以下のようにするものである。



1 対象となる業務

鳥取県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の植栽管理業務

鳥取県が管理する施設とは・・・

例) 県道・国道（県が管理するもの）の道路植栽帯、鳥取県が管理する公園設備、県庁及び各地方機関などの施設など

2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる(1)から(7)までの要件をすべて満たす方を認定します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可（造園工事業）を受けている者であること。
- (3) 申請書等の提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

- (4) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税並びに鳥取県の県税に未納がないこと。
- (7) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

(1) 提出に係る注意事項

①提出部数

各1部

受付押印された副本等の返送をご希望の場合は、2部提出し、返信用封筒等もあわせてご提出ください。

②提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室（県庁5階）

③受付期間

平成30年10月30日（火）～平成33年1月29日（金）（閉庁日を除く。）

各日の午前9時から午後5時まで

※ただし、初回発注分（平成31年4月初旬）の指名競争入札に参加しようとする場合は、平成31年1月31日（金）午後5時までに提出をお願いします。

④提出方法

郵送もしくは持参

郵送の場合、平成33年1月29日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(2) 提出書類

申請書類	添付書類・備考
ア 平成31・32年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）	
イ 職員調書（様式第2号）	<p>【添付書類】</p> <p>職員調書に記載の職員について、以下の証明書類を添付してください。</p> <p>○資格等を証する書類</p> <p>技術資格の資格証（1級造園施工管理技士の合格証明書など）の写し</p> <p>○常勤性を確認できる書類（a又はbのいずれか）</p> <p>a) 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書又は健康保険被保険者証</p> <p>b) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証（a又はbがない場合は、cでも可）</p> <p>c) 給与台帳、源泉徴収簿、賃金台帳（出勤簿を含む。）</p>

ウ 建設業許可（造園工事業）の通知書の写し	※建設業許可証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）でも可。
<p>エ 国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書</p> <p>エー1) 法人法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3）</p> <p>個人所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法執行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第9号書式その3の2）</p> <p>エー2) 鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>※入札参加資格の申請前3月以内に交付されたものに限る。</p> <p>※写しでも可。</p> <p>注意</p> <p>県税の納税証明書の添付の省略は、平成31年1月31日（木）までに申請する場合のみ可能です。また省略した場合、申請時点で未納税額がなくても、<u>県土総務課から各県税事務所に確認した時点で未納税額があった場合は、入札参加資格が認定されないので十分注意してください。</u></p>
オ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（*2）	※入札参加資格申請を行う日の属する月又は前月に交付されたものに限る。

ク 県外に本店を有するものであって入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

*2【様式の取得方法】

鳥取労働局ホームページ→「事業主の方へ」→「労働保険関係」→「労働保険料納付証明書」

【県内業者の証明依頼先】

鳥取労働局 労働保険徴収室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

《連絡先》

電話：0857-29-1702 ファクシミリ：0857-22-3663

4 入札参加資格審査結果（認定通知書）について

入札参加資格審査の結果（認定通知書）については、文書により後日認定通知を送付します。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格が認定された日から平成33年3月31日まで

※ただし、入札参加資格を付与された者が、入札参加資格要件のいずれかに該当しないことになった場合にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日まで

6 その他

随意契約を行う場合においても、原則として本入札参加資格を有する者と契約します。

7 申請内容に変更が生じた場合

平成31・32年度植栽管理委託業務入札参加資格審査申請事項変更届（様式第3号）、及びその変更に係る添付書類を速やかに提出してください。

提出例) ○代表者、会社の住所や連絡先を変更した場合など

→ [提出書類] 様式第3号、変更を証明する書類

○提出した資格取得者の変更があった場合

→ [提出書類] 様式第3号、様式第2号、変更を証明する書類（常勤性、資格等）